決裁区分		取扱区分	
T.		分類記号	E 0 8
		保存期間	3 年

起案	平成24年12月6日	決裁日付印	浄書	中村
観光課 観光地づくり係		観光課 24.12.12 決裁	校合	中村
起案者 中村 敬一郎	中村		公印取扱主任	上野
電話内線 3002				
処理期限	平成 年 月 日			
告示・公告 例文承認	第 号			

知事 〃 副知事 〃

局長 〃 次長 〃 課長 本 補佐

参事 技術主幹兼観光地づくり係長 前迫 係 松原

観光企画係長 係

（例年後援）

「Ｔポイントレディス　ゴルフトーナメント」の後援について（伺い）

このことについて，別添のとおり Ｔポイントレディスゴルフトーナメント大会実行委員長 [redacted] から行事後援の申請がありました。

本トーナメントは，21年度ＬＰＧＡ女子プロゴルフトーナメントに新設された大会で，本県出身のプレーヤーに加えて国内外の一流プレーヤーが参加するレギュラーツアートーナメントで，昨年は悪天候ながら３日間で１万人超のギャラリーが来場しました。

また，試合の様子は全国ネット（テレビ朝日系）でテレビ中継されることから，本県の豊かな自然，風景なども紹介されることになります。

このようなことから，本トーナメントが，本県へのゴルフ客をはじめとする観光客の誘致促進，県内外へ向けての観光ＰＲ及び本県のイメージアップ等に果たす役割は大きいと思われますので，後援を承認することとし，別案により回答することとしてよろしいか。

なお，決裁の上は，別案のとおり回答してよろしいか。

※　承認基準第１－（１）イ，ウ（２）いずれも満たしている。

〔参考〕第１回大会　H22.3.19～21　@鹿児島高牧カントリークラブ
前夜祭(3/17) に知事・局長出席／表彰式（3/21）に山田副知事・次長出席
第２回大会　東日本大震災により中止
第３回大会　H24.3.16～18　@鹿児島高牧カントリークラブ
前夜祭(3/14) に知事・課長出席／表彰式（3/18）に丹下副知事出席

発送 24.12.12 受付

鹿　児　島　県

(原)

観 第 188 号
平成２４年１２月12日
（観光課扱い）

Ｔポイントレディス　ゴルフトーナメント
大会実行委員長 [redacted] 様

鹿児島県知事　伊藤 祐一郎

行事の後援について（回答）

平成２４年１０月１日付けで申請のあったことについては，下記のとおり承認します。

記

1　行事名
　Ｔポイントレディス　ゴルフトーナメント

2　後援名義
　鹿児島県

3　承認期間
　平成２４年12月12日から平成２５年３月２４日まで

4　その他
(1) 本件行事に伴う経費負担その他について，当県は一切の責任を負いません。
(2) 行事の内容等について変更がある場合は，速やかに，変更の内容等について届け出てください。
　なお，変更の内容によっては，後援を取り消すことがあります。
(3) 報告書を作成される場合は，1部をご恵与ください。

問い合わせ先
鹿児島県 ~~商工労働部~~ 観光交流局
観光課　観光地づくり係　中村
TEL 099-286-3005
FAX 099-286-5580
✉ kdukuri@pref.kagoshima.lg.jp

別記様式１（申請書標準書式）

平成２４年１０月１日

鹿児島県知事　伊藤祐一郎　殿

観光課
24.12.-6
受付

申請者

株式会社Ｔポイント・ジャパン
Ｔポイントレディス ゴルフトーナメント
大会実行[redacted]

住所　〒　１５０－００３６
東京都渋谷区南平台町１６－１７
渋谷ガーデンタワー　７階
電話　（　０３　）　６８００　－　４４５０

共催（後援　協賛）申請書

下記行事の実施にあたり，共催（後援　協賛）名義として鹿児島県の名義を使用したいので，承認願います。

なお，共催（後援　協賛）名義の使用にあたっては，貴県に対し本件行事に伴う一切の責任を求めません。

記

行事名	Ｔポイントレディス ゴルフトーナメント
趣旨 内容	ゴルフ業界の活性化伴いスポーツ振興を図るとともに、県及び鹿児島県姶良市を広く知らしめることが誘客増加促進の一助となることを趣旨として女子プロゴルフ競技大会を開催する。
日時	平成２５年３月１９日（火）～２４日（日）
開催場所	鹿児島高牧カントリークラブ 〒899-5307 鹿児島県姶良市蒲生町久末2489-1 TEL 0995-52-1603 （代表）　FAX 0995-52-0121
参加予定人数	女子プロ競技者　１０８名
主催者	名　称：　株式会社Ｔポイント・ジャパン　／ カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
他の共催（後援協賛）団体	九州ゴルフ連盟・鹿児島県ゴルフ協会・株式会社Misumi・ 南日本新聞社・鹿児島県姶良市・鹿児島市・株式会社鹿児島放送
前回承認の実績	平成２３年９月２０日付け　第１５８号で承認（観光課扱い）
連絡責任者 （住所・職氏名・電話番号）	東京都渋谷区南平台町16-17　渋谷ガーデンタワー　７階 Ｔポイントレディス ゴルフトーナメント大会事務局 担当者 [redacted]　ＴＥＬ（０３）６８００－４４５０

＊　事業の実施要領等事業の内容のわかる書類，前回開催時のパンフレット等，収支予算書（入場料等参加負担を徴収する場合）を添付してください。

大会実施要項（予定）

2012年10月1日　現在

名　称	Ｔポイントレディス ゴルフトーナメント
主　催	株式会社Ｔポイント・ジャパン（ＴＰＪ）　／ カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（ＣＣＣ）
公　認	社団法人日本女子プロゴルフ協会（ＬＰＧＡ）
後　援	九州ゴルフ連盟・　鹿児島県ゴルフ協会・株式会社 Misumi 南日本新聞社・　鹿児島県・鹿児島市・姶良市・株式会社 鹿児島放送
協　賛	未定
運営協力	鹿児島高牧カントリークラブ 株式会社博報堂 株式会社博報堂ＤＹメディアパートナーズ 株式会社博報堂ＤＹスポーツマーケティング
競技運営	ブリヂストンスポーツ株式会社
会　場	鹿児島高牧カントリークラブ　鹿児島県姶良市蒲生町久末 2489-1 ＴＥＬ　0995-52-1603　（代表）　ＦＡＸ　0995-52-0121
開催日	2013年3月19日（火）指定練習日・前夜祭 20日（水）プロアマ大会 21日（木）指定練習日 22日（金）予選ラウンド（第１日） 23日（土）予選ラウンド（第２日） 24日（日）決勝ラウンド（最終日）
賞金総額	7,000万円　優勝＝1,260万円
出場選手	108名
競技方法	54ホールズ・ストロークプレー ①第１日・第２日の合計３６ホールズを予選ラウンドとし、 上位５０位タイまでを決勝ラウンド出場資格とする。 ②５４ホールを終了して第１位にタイが生じた場合は、即日競技委員が指定するホール において、サドンデス方式でプレーオフを行い、優勝者を決定する。
競技規則	2013年JGAゴルフ規則、2013年ＬＰＧＡ競技の条件およびローカルルールを適用
ＴＶ中継	〈放送局〉テレビ朝日系列全国24局ネット 〈放送日時〉3月23日（土）16：00～16：55（予定） 3月24日（日）16：00～17：25（予定）
大会事務局	Ｔポイントレディス ゴルフトーナメント大会事務局（ＴＰＪ ／ ＣＣＣ内） 担当：[redacted]　ＴＥＬ　03-6800-4450

Tポイントレディスゴルフトーナメント収支予算書

支出（▲）		[redacted]
	賞金	[redacted]
	トーナメント認定料	[redacted]
	テレビ朝日中継等	[redacted]
	本大会関係費等	[redacted]
	競技運営関係費等	[redacted]
	前夜祭/プロアマ大会関係費等	[redacted]
	ネット放送費用等	[redacted]
	代理店手数料・業務委託費用等	[redacted]
		0
		0
収入（＋）		[redacted]
	協賛金売上	[redacted]
	チケット売上	[redacted]
	その他	[redacted]
収支計		[redacted]

鹿児島県が共催，後援又は協賛する行事の承認基準

平成９年３月３日決定
平成18年２月１日改正
秘　　書　　課

第１　鹿児島県が行事の共催，後援又は協賛（以下「後援等」という。）をすることについて承認を行う場合の基準は，次に掲げるとおりとする。

(1)　行事の主催者が次のいずれかに該当するもので，組織，資金等に関して，行事の遂行能力が十分であると認められること。
ア　国，地方公共団体又はこれらに準ずるもの
イ　文化団体，学術研究機関，報道機関，産業・経済団体その他の団体で，当該団体の設立目的，活動状況等が本県行政の推進方針に即したもの
ウ　その他知事が特に適当と認めるもの

(2)　行事の内容等が次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
ア　行事の内容が県民生活・福祉の向上，産業・教育・文化・スポーツ等の振興に寄与し，本県行政の推進の上で必要と認められるもの
イ　行事の内容が，公共性又は公益性を有するものであって，専ら営利を目的とし，特定の思想，流派又は系列に偏り，主催者の構成員の親睦を目的とする等のものでないこと。
ウ　宗教的活動又は政治的活動と認められないものであること。
エ　県内で実施される行事については，おおむね県下全域にわたる事業規模であること。また，県外で実施される行事については，県の魅力や情報を県外に発信するものであること。ただし，知事が特に適当と認めるものは，この限りでない。
オ　過去に行事の後援等の承認をしたものにあっては，当該承認の条件を履行しなかったことがないこと。

第２　主務課長は，後援等の承認をしようとする場合は，共催（後援　協賛）申請書（別記様式１）及び次に掲げる書類を提出させるものとする。
なお，申請書が別記様式１により提出されなかった場合，当該様式にある事項が記載されていれば受理することとする。

(1)　事業の実施要領等事業の内容のわかる書類
(2)　収支予算書（入場料等参加負担がある場合）
(3)　前回開催時の内容のわかる書類
(4)　その他必要と認められる書類

第３　主務課長は，行事の後援等の承認を決定した場合は，別記様式２により行事の主催者に通知するものとする。
２　主務課長は，前項の規定により行事の後援等の承認をする場合には，承認期間その他必

要な条件を付けるものとする。

第４　後援等の承認を受けたものが当該後援等の承認に係る行事の内容等を変更しようとするときは，主務課長は速やかに，変更の内容等について記載した届出書の提出を求めるものとする。

第５　後援等の承認を受けた行事が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは，主務課長は，その是正を求め，又は承認を取り消すものとする。

(1)　申請の内容が虚偽であったとき。
(2)　事業内容等の変更により，第１に規定する承認基準を逸脱するものとなったとき。
(3)　承認の条件に違反したとき。
(4)　その他承認することが不適当であると認められるに至ったとき。

２　主務課長は，前項の規定により後援等の承認の取消しを行おうとするときは，秘書課に合議しなければならない。

第６　この基準は，平成９年４月１日から実施する。
　　この基準は，平成18年４月１日から実施する。